

2025年1月23日

法務大臣 鈴木 馨祐 殿

日 本 財 団  
会 長 笹 川 陽 平

「塀のない」刑務所の整備に関する提言について

日本国における刑法犯の検挙人員は、2005年から一貫して減少傾向にあるものの、再犯者率については2021年から減少に転じるまでは上昇傾向が続き、2022年に47.9%という数値が出ており、同年の刑務所入所者に占める再入者率も56.6%と、およそ2人に1人は再犯者が占めているという状況にあります。また、同年の、刑務所再入所者のうち、再犯時に仕事がなかった者の割合は約7割であり、仕事がある者の約2.5倍にのぼります。

日本財団は、このような状況に強い問題意識を持ち、罪を犯した人が職を得て安定的に働くことが、再び犯罪に至ることへの大きな歯止めの端緒となることから、2013年から受刑者等の出所後の就労先と住居の確保、教育の提供を通じて社会復帰の支援を行う「日本財団職親プロジェクト」を実施してきました。長い実践の中で見えてきた課題認識から、この度、2025年6月の「拘禁刑」施行を見据え、日本財団と法務省が連携する新たな再犯防止策を検討すべく研究会を立ち上げました。

出所者等の再犯防止には、これまでも行われている刑事施設内における本人の改善更生のための教育と同時に、就労支援をはじめとする社会復帰の支援が重要かつ有効であることは論を待たないところです。しかし、これらの働き掛けにより、たとえ本人が更生の意欲を持ち、職を得ていたとしても、「塀の中」からいきなり社会での生活や仕事に移行することには様々なハードルがあります。

そこで、研究会では、刑事施設における処遇の最終段階として、法務省矯正局及び保護局とのこれまで以上の緊密な連携のもと、受刑者がより社会に近い環境下で自律的に生活し、職場で働く経験をさせる等、円滑な社会復帰への段階的な移行のためのモデル施設の創設を念頭に、開放処遇の在り方や対象者の選定、地域社会との共生・連携策等、様々な観点から検討してきました。これを「塀のない

い（社会生活との隔たりのない）」刑務所として総括的に表し、その内容を提言書にまとめましたので提出いたします。法務省におかれましては、本提言の実現に向け、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

#### 提出書類

- ・「塀のない」刑務所の整備に関する提言書

---

「塀のない」刑務所の整備に関する  
提言書

---



2025年1月23日

日本財団

---

はじめに

日本における刑法犯の検挙人員は2005年から毎年減少し続けている一方で、再犯者率については、初犯者の減少もあり、1997年以降は上昇傾向が続いた。2020年に過去最悪の49.1%を記録して以降は微減しているものの、2022年は47.9%であった（※1）。検挙人員の約2人に1人が再犯者であることとなり、この数字は「矯正施設」と「社会」との間に非常に高い壁があるということを暗示している。

日本財団は、このような状況の改善を目指して、企業の理解と協力を得て就労を通じて円滑な社会復帰の支援を行う「日本財団職親（しょくしん）プロジェクト」を2013年2月に発足させた。刑務所再入所者のうち、再犯時に無職であった者は約7割を占めているというデータ（※2）が示すように、再犯防止に「就労」が有効であることは実証されている。同プロジェクトは、受刑中に採用面接を行い、出所後の雇用と住居の確保、さらには出所までの教育を提供することで、刑事施設から社会までのゆるやかな社会復帰を支援することに特徴がある。これまでに全国で477社の企業が登録（2024年10月現在）し、1,065人（同左）の受刑者を雇用してきた。

その一方で、同プロジェクトを通じて、受刑者等の就労意欲の欠如や社会復帰への準備不足という課題が浮き彫りになり、刑事施設における施設内処遇から社会内処遇、さらに社会復帰への円滑な移行の必要性を訴え、法務省の理解のもと、一部の刑事施設で社会復帰のための試行的事業にも取り組んできた。その成果は就労の促進、職場定着による社会復帰として現れているものの、刑事施設における試行的事業には制約があることは否めない。

今般、拘禁刑が2025年6月から施行されることになり、個々の受刑者の特性に応じた社会復帰プログラムを体系的に実施することのできる環境が整えられる。そこで、「塀の中」から「社会（外）」への移行をスムーズに行うためのより実効性のある社会復帰に向けた支援の実現を目指し、北欧諸国等の事例も参考に検討を重ねてきた。本提言では、刑事施設における処遇の最終段階として、より社会に近い環境下で自律的に生活し、職場で働く経験をさせる等、円滑な社会復帰を段階的に果たすためのモデル施設として、「塀のない（社会生活との隔たりのない）」刑務所の整備と開放的な環境への段階的移行、矯正と保護との緊密な連携に基づく処遇の充実を提案する。

ノルウェー王国では、このような開放的中間施設の設置を含む段階的処遇システムの導入後、7割であった再犯率を2割まで引き下げることに成功したとも聞いている。もちろん、北欧諸国と日本とでは法制・政治制度のみならず、国土、人口、宗教、文化、国民性等が異なるため、両者の相違を十分考慮せずに模倣するだけでは確たる成果を望めないことはいうまでもない。さらに重要なことは、「塀のない」刑務所の整備とそこでの処遇は受刑者のためだけではなく、受刑者の再犯を防止することができれば、新たな被害者を生まない安心・安全な社会づくりにつながり得るということである。出所者が被害者への贖罪の気持ちを持ち、地域社会に貢献する人材とな

り、職を得て納税者のひとりとして社会復帰することは、日本社会にとってメリットとなる。同プロジェクトで培ったノウハウやスキルをもってすれば、日本版の「塀のない」刑務所を整備し、罪を償い立ち直ろうとする人を支え再チャレンジできるきっかけをつくり、多様性と包摂性のある持続的な社会に近づけることができるものと確信している。

(※1、2) 「犯罪白書」令和5年 法務省

2025年1月23日

日本財団  
開放型刑務所の整備に向けた研究会

開放型刑務所の整備に向けた研究会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属・役職
井村 雅代	(公社) 井村アーティスティックスイミング 代表理事 / 元シンクロナイズドスイミング日本代表ヘッドコーチ
名執 雅子	日本司法支援センター 理事 / 元法務省矯正局長
中井 政嗣	千房 (株) 代表取締役会長 / 日本財団職親プロジェクト代表
林 眞琴	森・濱田松本法律事務所 弁護士 / 元検事総長
廣瀬 健二	早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員 /元東京高等裁判所判事
森 克司	(株) 新来島どっく 代表取締役社長
矢野 恵美	琉球大学 法科大学院 教授

オブザーバー名簿

(敬称略)

氏名	所属・役職
金子 元希	朝日新聞 ネットワーク報道本部 次長
帯向 琢磨	共同通信 編集局 社会部
西村 匡史	TBS 報道局 調査報道番組 報道特集
清田 浩司	テレビ朝日 報道局 報道番組センター
大塚 隆広	フジテレビジョン 報道局 国際取材部デスク
西本 幸恒	文藝春秋 新書編集部 部長
若杉 良作	新潮社 週刊新潮 編集部
福田 晃広	講談社 現代ビジネス事業部 編集記者

※他、法務省矯正局・保護局、日本財団職親プロジェクト関係者

## 「塀のない」刑務所の整備に関する提言

### 1. 日本財団職親プロジェクトの実績と見えてきた課題

#### (1) プロジェクト実績

日本財団職親プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）は、2013年の発足時から法務省及び職親企業の協力のもと「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点から多様な支援を実施してきた（表1）。2024年10月時点で登録している職親企業は37都道府県、11支部、477社、雇用数は1,065人超となっている。内定・雇用者数は順調に増加を続けている。

表1 本プロジェクトの対象者への支援内容（例）

仕事フォーラム ※矯正施設内	働くことについての講話 職親企業による職業紹介や採用面接
職業体験 ※矯正施設内	仕事に関する座学と実技による職業体験 ※建築、理美容、介護、飲食等
教育プログラム ※矯正施設内	①心のスポンジプログラム：就労意欲の喚起及び職場定着促進 ②基礎学力：国語、算数
就労準備等奨励金 ※1社あたり年間30万円上限	面接や面会にかかる旅費等 生活必需品や就労に必要な物品等の購入支援
再犯防止のための教育支援金 ※出所者等1名あたり30万円上限	運転免許取得等の各種必要資格の取得支援
住居提供	職親企業が有する寮、もしくは借り上げ社宅等

#### (2) 本プロジェクト実践の中で見えてきた課題

本プロジェクトが出所・出院者の就労支援を実践する中で多くの成果を上げている一方で、成功に至らなかった事例からは、大きく分けて、以下の通り4つの課題が見えてきた。これらは刑事施設において、自律及び自立を必要としない「管理された生活」、「自由が制限された生活」に慣れることによって生じる大きなものだと考えられる。結果として出所後、刑事施設と社会生活の急激な変化に適応できず、就労を継続し自分の力で生活することができず、犯罪を繰り返してしまうという悪循環を生み出している。

##### 【課題】

##### ①就労意欲の欠如

例：自ら業種・職種を選び取り、そのために必要な資格や技術、能力を習得して働きたいとする意欲が不足

##### ②就労に必要な体力の欠如

例：1日8時間、毎日働き続ける体力がない

③社会復帰のための基礎的な能力の欠如

例：基礎学力、コミュニケーション能力、自己管理能力、金銭管理能力が欠如

④就労継続及び職場定着

例：少々のことは我慢して働き続ける忍耐力、問題解決力に乏しい

**【要因】**

- ① 問題を起こすことなく受刑生活を送ることに注力してしまい、社会復帰（就労意欲）への意識が低い
- ② 刑事施設における日課の関係から、1日8時間以上の作業時間の確保が難しい
- ③ 多数の受刑者が共同生活を営む刑事施設は、規律及び秩序が適切に維持されなければならない、そのため、受刑者生活の中で自主的な行動が一定程度制約され、社会性やコミュニケーション能力の獲得が難しい
- ④ 職場での対人関係や業務上における小さな問題（トラブル）や違和感に慣れておらず、それらを解決・処理する能力及び経験も不足している場合が多い

**【課題への解決策】**

<ポイント>

- ・施設内から社会内への「急激なジャンプ（環境変化）」を緩やかにする
- ・より社会に近い環境で社会生活を体験できる取り組みを充実させる
- ・施設内処遇から社会内処遇そして社会復帰までの道のりを、本人の意向を踏まえつつ、ソフトランディングできるように必要な支援を切れ目なく継続して確保する

- ① 受刑中から社会で働く実体験を積ませる
- ② 受刑中から安定した社会生活を想定した就労習慣を身に付ける
- ③ 出所後に円滑に社会復帰できるよう、社会生活や就労に必要な技術・技能を出所前に身に付ける
- ④ 就職にあたって、通勤に利便性のある場所で保護観察を受けながら生活できる環境を確保する

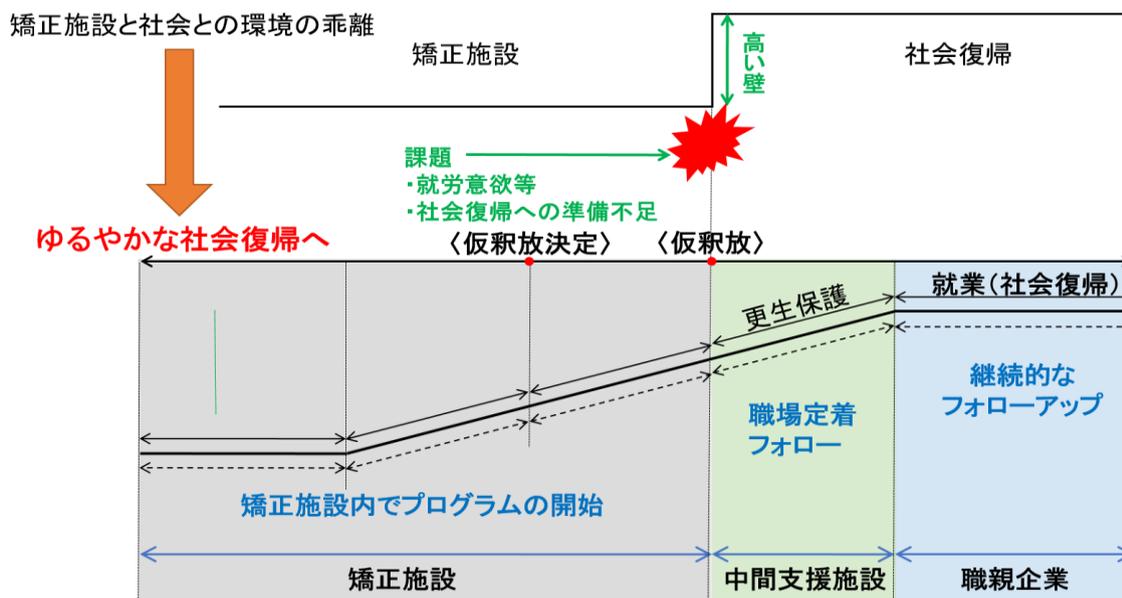


図1 本プロジェクトの事業方針

## 2. 開放的な中間施設の必要性

### (1) 刑事施設における段階的処遇と円滑な社会生活への移行の重要性

上記で示した課題認識から、現状では、施設内処遇と社会内処遇の間に高い壁があり、受刑者がこれを克服してスムーズに社会復帰するには困難があることが分かる(図1)。

受刑者の再犯防止には、これまでも行われている刑事施設内における本人の改善更生のための矯正処遇と同時に、就労支援をはじめとする社会復帰の支援が重要かつ有効であることは論を待たず、本プロジェクトは法務省の協力を得て、これまでの実践において様々な工夫を積み重ねてきたところである。しかし、これらの働き掛けにより、たとえ本人が施設内で更生の意欲を持ち、就職先の内定を得ることができたとしても、いきなり社会での生活や仕事に移行することには、様々なハードルがあり、これをできる限り取り払う必要がある。

そのためには、まず施設内処遇における処遇環境として、閉鎖的・管理的な環境から、徐々に開放的・自律的な環境へと移行し、段階的に社会に近い生活を営めるようにしていくことが有効であると考え。特に、施設内処遇の最終段階において、社会内の生活環境や勤労習慣に心身を慣らしていくための一定の期間を確保し、社会で生活し働く上で必要な技術・技能を身に付けつつ、働く実体験を積むこと、様々な物事を自分で決めて実行していく訓練をすることは非常に重要である。

このような施設内と社会の「中間」に位置付けられる処遇が施設内で実施されることが望まれるとともに、同施設における処遇内容・方法についても、いわゆる「ハーフウェイハウス(※3)」に準じるような、これまでにない新しい発想、創意工夫が求められよう。

(※3) 各国の法制度において相違はあるものの、ここでは、出所者が社会復帰を目標に一時的

に居住する中間施設のこと。

## (2) 刑務所における開放的な中間施設の整備の必要性

現在の日本では開放的処遇を行っている施設は存在するものの、受刑者は、刑務所が所有又は管理する敷地内や隣接する作業場で刑務作業を行うという処遇にとどまっていることが多く、「塀の中」と「社会（外）」との間に一定の隔りがあると言わざるを得ない。

提案する「塀のない」刑務所は、受刑中の段階から社会内処遇に移行することを見据えて、できる限り社会生活に近い環境と処遇を用意するものである。具体的には、自炊やスケジュール管理等を通して自立的な生活を身につけるとともに、社会復帰プログラムや資格取得に向けた講座受講、外塀外作業や外部通勤制度を活用した社会での就労体験、自己契約作業を活用した就労を通じた報酬獲得体験と金銭管理の実践、教育機関への通学による教科学習を通し、自主性・自律性を育みゆるやかな社会復帰を実現できる施設（開放的な中間施設）として位置付ける。更に、仮釈放後の継続した更生支援のための機能を併せ持つ施設としたい（図2）。

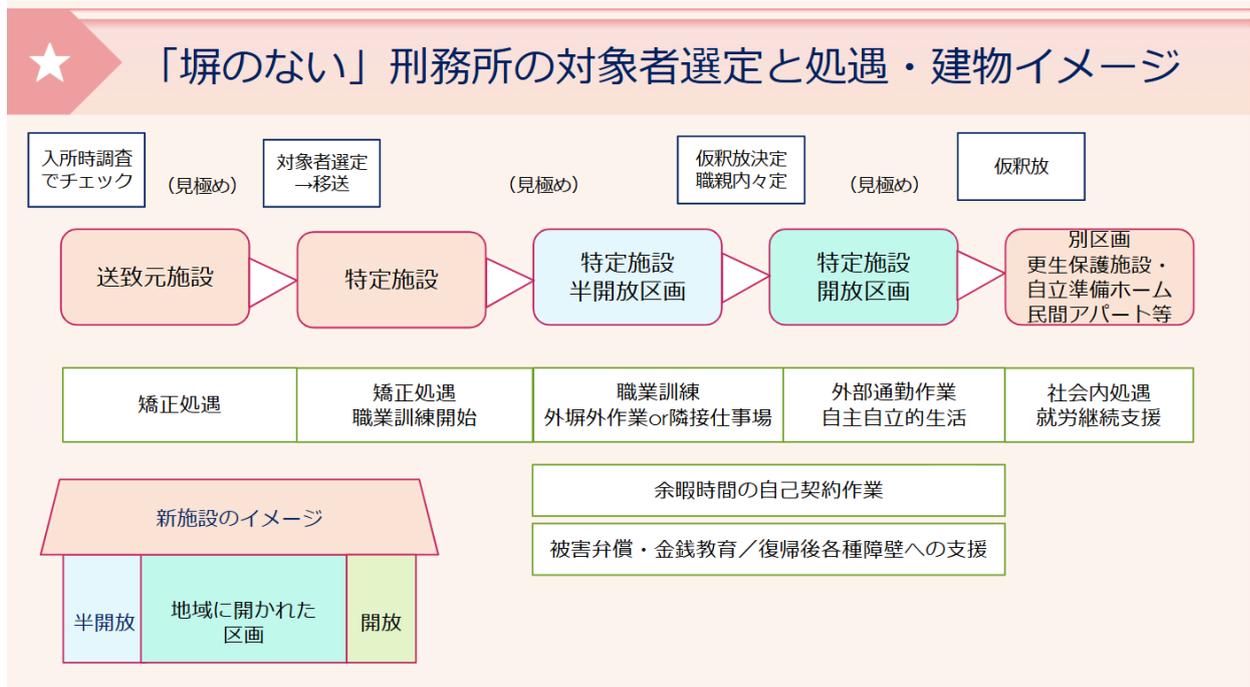


図2 「塀のない」刑務所の対象者選定と処遇・建物イメージ

## 3. 松山刑務所大井造船作業場及びノルウェー視察により得られた知見

研究会では、2024年7月に日本において開放的処遇を行っている刑務所のひとつである松山刑務所大井造船作業場を、9月には「世界一人道的な刑務所」があると言われ国家として積極的に開放的処遇を取り入れている国のひとつであるノルウェー王国の開放型刑務所等を視察した。

大井造船作業場では民間の作業員が受刑者を指導し、共に働くことにより、自律性や社会性を育成している。受刑者が生活する友愛寮での生活においては、自主性を養

うため、役割活動やホームルーム等を実施している。余暇時間等を活用し、自主学習、社会奉仕活動や自己契約作業も実施している。ノルウェーでは2008年に「処罰は犯罪が少ない、より安全な社会のためにあるべきである」という政府の方針が出され、段階的に高セキュリティから低セキュリティの刑務所、ハーフウェイハウス、社会内処遇へと受刑者の処遇環境と処遇内容を移行させながら、受刑者がよりスムーズに社会復帰できるような手厚い支援がなされている。両事例において、開放的処遇が受刑者の社会復帰へのモチベーション向上に貢献していることが知見として得られた。

### (1) 段階的処遇

ノルウェーにおいては、塙の中での処遇から社会での処遇までの段階的な処遇を取り入れ、受刑者の生活態度や社会復帰意欲等を総合的に刑務官や施設長が評価し、受刑者の意思のもとに柔軟な処遇移行を行っている。その具体的な段階的移行は簡単に示すと次のとおりである（図3）。

- ・高セキュリティ刑務所（最高クラスのセキュリティをもち、一部隔離エリアがある。受刑者の危険性が除去されるまで収容される）
- ↓
- ・低セキュリティ刑務所（職業訓練、資格取得、通学等が認められ、刑務官との対話等を通じて更生をはかる）
- ↓
- ・ハーフウェイハウス（出所者が社会復帰を目標に一時的に居住する中間施設。マンションの一角等にあり、さらに自由度があがる。受刑者は通勤、通学を行う）
- ↓
- ・社会内処遇（1年以内の執行期間で、住居、仕事、研修・学習、薬物治療等が提供される。ECタグ等をつける義務（電子監視）がある場合がある）

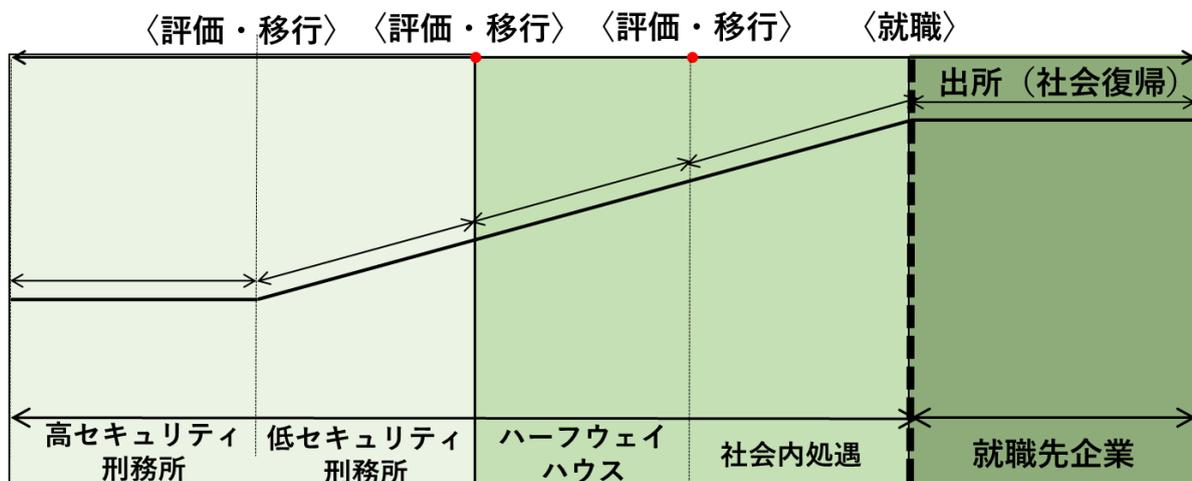


図3 段階的処遇のイメージ

## (2) ダイナミックセキュリティ

ノルウェーでは、ダイナミックセキュリティ（動的保安）（※4）の考え方が重要視され、受刑者は刑務官と日々対話を重ねながら信頼関係を築き、社会復帰への道を歩んでいる。また、ほぼ収容人員と同数のスタッフでこの処遇に当たっている。一方で、ダイナミックセキュリティを実践できる刑務官を育成するために、心理学やコミュニケーションスキル、コーチング等を学ぶ充実した人材育成プログラムが整備され、専門の養成学校で育成し配置している。日本においても、少年院の法務教官はこのような専門性を備えて実践、刑務所においても、一部の刑務官はこれまでの勤務経験で得られた知見をいかして同様の実践が行われている。拘禁刑下での保安警備の在り方の一つとして注目されており、ダイナミックセキュリティは、更なる人材育成と確保が重要な要素であり、ハード・ソフト両面による整備が必要不可欠となる。

（※4）刑務官と受刑者との信頼関係の構築、積極的な処遇の展開が、刑務所の保安にとっても大きな役割を果たすことができるという考え方

## (3) 対象者選定

大井造船作業場においては、対象者選定の段階で受刑者の意思を確認し、「大井生」になるという自覚を芽生えさせている。移行前に同作業場での作業・生活への適性の見極めが行われる。

ノルウェーにおいては、開放的処遇を受けるための動機付けとともに本人の意思を最も尊重している。罪名や刑期を問うことなく、逃走や再犯リスクが低く、心から社会復帰への意欲がある受刑者を選定している。ただし、処遇移行には門限等の最低限守らなければならない規則があり、違反者に対しては高セキュリティ刑務所へ戻す厳しい基準が設けられている。なお、高セキュリティ刑務所へ戻す判断は施設長の権限で、厳格かつ即時に実行されている。

## (4) 対象者人数

ノルウェーの開放型処遇の刑務所における収容人数は多くても定員が50人未満と少ない。これは、刑務官や職員と受刑者が顔を合わせて対話することができる距離感を大切にしており、両者の信頼醸成が更生にとって欠かせないとの認識が根底にある。

また、ハーフウェイハウスでは男女の厳格な分離なく居住できるが、恋愛禁止等の規則は厳格であり、違反すれば即座に高セキュリティ刑務所に戻されるとのことであった。

## (5) 処遇内容

大井造船作業場においては、民間の作業員と受刑者が共に働き、作業員から仕事を教わっている。刑務官は監視を行うが、刑務所のような厳しいものではなく、受刑者はトイレ休憩等で持ち場を離れるといった、作業中もある程度の行動の自由は認められている。

ノルウェーの刑務所においては、就労機会（通勤）を重要視しているが、それと

同じように学習の権利も認められている。低セキュリティ刑務所の一つであるベルグ刑務所においては、日常的に受刑者を支援する NGO、近隣の学校教諭、社会福祉士等の専門家が、同刑務所を日常的に来訪し、受刑者は受刑前の教育を継続して学ぶことのできる仕組みが整えられている。また、刑務所からの通学（高校、専門学校、大学）が条件を満たしていれば許容されており、自らの将来設計のもと学業に専念できる処遇も行われている。

炊事や洗濯も社会復帰への一環として重要視されており、受刑者は共同の台所で調理を行い、共用の洗濯機等で洗濯を行うほか、自己の健康管理も行っている。

#### （6）地域とのかかわり

大井造船作業場では、日ごろから警察等の関係機関と連携を密にし、社会奉仕活動等の地域での活動には事前に連絡・相談を行っている。地域の納涼祭や餅つき、運動会等に参加していた時期もあったとのことである。

ノルウェーにおいては、一部の刑務所に塀や柵を設けることなく、施設の周囲を受刑者が散歩することができ、敷地内には受刑者が休憩できるベンチを置く等の配慮も施されている。さらには地域住民が利用できる花屋等を運営している刑務所もあり、地域に開かれた刑務所を体現している。また、オスロ市内にあるハーフウェイハウスはマンションの一角にあり、地域住民からも認知されている。

オスロ刑務所は老朽化に伴い建て替え計画が進められているが、地域住民からの反対運動が発生、当局は説明会を多数回開催し、理解を得る努力を継続している。また、一般に刑務所建築においては、地域住民の理解と受容のための方策として、スケートパークの併設や、ベンチを置いた遊歩道を作る等、地域住民の利便性の向上に資する何らかの工夫を伴うことも多いとのことである。

#### （7）就労、就学支援

ノルウェーでは、経済的に困窮している受刑者に対し、労働福祉局（the Norwegian Labour and Welfare Administration ; NAV）が福祉的な支援を実施している。また、ノルウェー赤十字や NGO が矯正施設と連携し、受刑者のスキルや職歴等を総合的に判断し、適切な就職先を斡旋している。受刑者を雇用する企業の開拓も行われている。低セキュリティ刑務所では、受刑者が高校や大学等の高等教育だけでなく、社会復帰に向けたスキル向上や資格取得のための教育機関に通っている。受刑者には、多機関、専門職によるサポートチームのもと、個別ニーズに沿ったワンストップによる手厚い支援が提供されている。

### 4. 新たな施設・処遇に関する具体的提案

研究会では、刑務所在所中から円滑な社会復帰を段階的に果たすために設置するモデル施設構想について、開放処遇の在り方や対象者の選定、処遇の内容・方法等様々な観点から検討を重ねてきた。その概要は以下のとおりである。

## (1) 基本コンセプト

### ①「ハーフウェイハウス」の実質も併せ持つ「社会に開かれた」刑務所とすること

○出所後の社会生活で不適応を起こさないよう、より社会に近い環境、施設構造の「塀のない」刑務所において、指導されるのではなく、社会復帰のために必要なことを自ら考え、計画的に堅実な社会生活を送ることができるような処遇を実施する。

○「塀のない」刑務所には、施設内処遇エリアだけでなく、釈放後と同様の生活体験が可能な社会内処遇エリアも設けることで、矯正と保護がこれまで以上に緊密に連携し、施設内から社会内における生活に移行する過程として、受刑者の出所後の環境変化が急激なものとならないよう継続して一貫した支援を受けられるようにする。

→ 施設内処遇から社会内処遇そして社会復帰へのソフトランディングを図ること

### ②多種多様な外部リソースを活用できる「都市型」刑務所とすること

○より社会に近い環境で社会生活を体験させるためには、職親企業をはじめとする民間企業・団体と連携した外塀外作業や外部通働作業、職場定着指導等を積極的に実施する必要があり、受刑者の改善更生を支援する外部リソースが豊富な都市部に整備する。

○出所後、都市部に帰住することを希望する者が多く見込まれることから、都市部に設置することで、生活環境を大きく変えることなく、シームレスな社会復帰を図る。

→ 地域の多種多様なサポーターから支援を得て社会復帰を促進すること

### ③拘禁刑時代の新たな矯正処遇等に取り組む「チャレンジする」刑務所とすること

○これまでの作業を前提とする矯正処遇から、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を実施し、改善更生・社会復帰を図る拘禁刑の趣旨を踏まえ、特に改善更生への意欲が高い者については、矯正処遇を実施するだけでなく、余暇活動の時間を多く設定し、当該時間を通じて自己啓発活動を促す等、拘禁刑時代の新たな取り組みを進める。

○また、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の創設の趣旨を踏まえ、被害弁償等の被害者等と向き合う矯正処遇を実施する。

→ 自発性及び自律性を涵養し、罪に向き合わせ贖罪意識を醸成すること

## (2) 段階的処遇の移行方法

多くの受刑者は、受刑当初から改善更生の意欲が十分にあるわけではなく、また、社会生活に適応する能力が十分に高いわけではないことから、規律及び秩序が適正に維持された環境の中で矯正処遇等を通じて改善更生の意欲を喚起し、社会生活への適応能力を育成していく必要がある。そして、その見込みが高まるに従って、順次受刑者の生活及び行動に課された制限を緩和し、自発性や自律性を涵養する。

「塀のない」刑務所での処遇を受ける候補者に選定されても、直ちに「塀のない」

刑務所で開放的処遇を受けるのではなく、各段階における複層的な選定プロセスの中で、保安リスクや再犯リスク等を評価して次の段階に進める仕組みを検討したい。

#### 【具体的な移行プロセス】

- ① 「塀のない」刑務所の本所となる刑務所（以下「本所刑務所」という。）内の閉鎖居室での処遇
- ② 制限区分第3種の段階では「塀のない」刑務所敷地内において、職員の戒護下で、同所に設置された飲食店舗等での外塀外作業を実施
- ③ 第2種になった段階で本所刑務所の半開放居室から職親企業等への外塀外作業あるいは外部通勤作業を実施
- ④ 第1種になった段階で「塀のない」刑務所から職親企業等への外塀外作業や外部通勤作業を実施
- ⑤ 仮釈放又は満期釈放（併設等された自立準備ホームや更生保護施設における支援等）

### （3）対象者

逃走等のリスクを軽減させる観点から、あらかじめ罪名や刑期で対象者を限定することも考えられるであろうが、それよりも重要なのは、刑務官等が当該受刑者との日ごろからのコミュニケーション等を通じて開放的な処遇を実施しても、逃走や犯罪、自殺未遂といったリスクが低いことを見極めるとともに、開放的な処遇を受けることに対する動機付けを通じて、改善更生の意欲を高めることである。当面は出所後の帰住先や職親企業への内定が決まっている受刑者に限ることも想定に入れる。

「塀のない」刑務所は誰もが希望すれば入れる施設ではなく、あと少し手を差し伸べれば円滑かつ確実な社会復帰が見込める人への後押しをする場として、犯罪の責任を自覚し、被害者への慰謝の気持ちを醸成させ、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させるといった社会復帰に向けた取り組みに重点を置いた中間施設であるという認識が前提にある。

最も尊重すべきは本人の意思であり、もとの能力やスキルでふりにかけるのではなく、社会復帰の意欲があり、かつ開放的施設が所在する地域での釈放後の生活を希望しているなど、同施設への入所を強く希望する者から選定する。対象者の選定は法律・規則の基準に準じて選定されるものとなるが、犯罪被害者等の意向や犯罪被害者等の居住地等も考慮しつつ、外塀外作業や外部通勤作業で受刑者を受け入れる職親企業や地域住民も、上記（2）の選定のプロセスの中で参画できるような仕組みを取り入れることを提案したい。地域住民にも選定の基準については説明し、理解を求めることが必要であろう。

### （4）運営の在り方

#### ア. ダイナミックセキュリティ

○「塀のない」刑務所において、刑務官をはじめとする職員は受刑者の管理・監督に偏重することなく、受刑者との対話を通じた関係性の構築を重視し、「指導をする側」と「指導をされる側」という関係ではなく、ある意味で対等な関係性の下で受刑

者の社会復帰に向けた支援をすることを最大の目的とする。そのため、「塀のない」刑務所の収容定員は十数人程度とし、刑務官等による手厚いケアを実現できるようにしたい。

○「塀のない」刑務所で勤務する職員は、受刑者との信頼関係を構築できるような高い専門性とスキルを十分に習得した者を十分な人数をもって配置する。

#### イ. 多機関連携

○「塀のない」刑務所は、法務省が管理する施設となるが、運営面においては職親企業が積極的に参画することで、民間企業のノウハウを活用することが望ましく、国と民間が協働して運営する「混合運営施設」を目指す。

○施設内処遇（開放的処遇）から社会内処遇（保護観察・更生緊急保護等）、社会復帰への円滑な移行に向けて、矯正と保護が連携して切れ目なく継続的に処遇・支援を実施し、本人の意向も踏まえ、できる限り環境変化が急激なものとならないよう社会復帰を図ることを目指す。社会への円滑な移行のため関係機関やNPO、各種の専門家、地域社会からの多種多様なサポートを得られるようにする必要がある。

○矯正と保護がこれまで以上に緊密に連携し、施設内処遇から社会内処遇へと、受刑者が出所後も環境変化が急激なものとならないよう切れ目なく継続的に処遇・支援を受けられるようにする。

○より社会に近い環境で社会生活を体験させるためには、職親企業をはじめとする民間企業・団体と連携した外塀外作業や外部通勤作業、職場定着指導等を積極的に実施する。

○改善更生・社会復帰を図る拘禁刑の趣旨を踏まえ、矯正処遇を実施するだけでなく、余暇活動の時間を多く設定し、当該時間を通じて自己啓発活動を促す。

○被害者等の心情等の聴取・伝達制度の創設の趣旨を踏まえ、被害弁償等の被害者等と向き合う矯正処遇を実施する。

#### ウ. 「塀のない」刑務所で勤務する職員

前述したとおり、「塀のない」刑務所で勤務する刑務官をはじめとする職員は受刑者との対話等を通じた信頼関係を構築できるための専門的な知識、技能の習得が求められる。また、「塀のない」刑務所の社会的意義を理解し、受刑者に対し、社会復帰に向けた動機付け等を行うことができる高度なスキルを持った人材であることが求められる。法務省は、こうした職員の人材教育を積極的に実施していただきたい。「塀のない」刑務所で働く職員には、躓いた人の立ち直りを支えることへの矜持とともに、安心・安全な社会を築く一翼を担っていることへの誇りの持てる、そして地域住民から頼られる存在となってもらいたい。

### （５）処遇内容

「塀のない」刑務所での矯正処遇等は、社会に近い環境で改善更生を促すため以下に挙げる多様な取組を行う。そして何よりも「あなたたちは更生できる。信頼されて

いる」という職員からの働きかけや心の教育が、次の犯罪を生まないための動機付けにとって必要である。

## ア. 刑務作業

外部通勤制度を活用し、職親企業等へ通うことができるようにし、自ら公共交通機関を利用し通勤する形態を取る。ただし、地域の理解を得るため、当面は刑務官が同行あるいは刑務所の公用車や外部通勤先企業の車両を活用することとする。

## イ. 仕事フォーラム、職業体験

予てより、全国の矯正施設等において本プロジェクトが継続的に実施してきた仕事フォーラム（オンライン/対面）及び職業体験を実施する。職業体験については、施設内だけではなく、受刑者が施設外に出向いて実施するものや「塀のない」刑務所の敷地内等に設置された職親企業が運営するカフェや飲食店等の施設での実施についても検討する。

## ウ. 自己契約作業

○「塀のない」刑務所の開放居室に收容される受刑者については、制限区分第1種であり、本プロジェクトへの参加を希望する等、ある程度自発性及び自律性が涵養され、社会復帰への意欲が高い者等を対象者としていることから、その処遇については、社会復帰のために必要な準備を自発的に行うよう、余暇時間を自己契約作業の実施等の自己啓発に充てる時間として位置付け、拡大する。そのための援助を充実させる。

○自己契約作業については、「塀のない」刑務所の敷地内等に設置された飲食店等や職親企業の店舗での作業等、幅広い作業に柔軟に対応する。

○自己契約作業の内容について、物品の生産のみでなく、店舗の清掃や接客、調理等の役務の提供を内容とする作業も可能となるよう、自己契約作業実施先企業と契約内容について調整する。

○自己契約作業の実施にあたっては、「その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるとき」として、刑事収容施設法第106条第1項の「外出」を活用することにより、刑事施設外の職親企業等での作業も可能としたい。

## エ. 基礎学力の習得

社会復帰のためには受刑者への教科教育は必要不可欠である。基礎的な学力が十分でない者には基本的な教科学習を提供する必要がある。刑務所において教科指導として実施している国語や算数等の基礎学習のほか、必要に応じ高等教育の導入を検討したい。教科教育の実施にあたっては、オンライン環境等も積極的に活用し、教育機関等に通学し、単位や資格を取得することを認め、出所後も本人の意思があれば、同じ教育機関に引き続き通えるような仕組みを検討する。

## オ. 自己管理・金銭管理

本プロジェクトを実践する中で、出所者を受け入れている職業企業から、「自己のスケジュール管理」「出所者は金銭管理ができない」という声が多数あがっている。社会生活を行う上で、この2点は非常に重要なスキルである。この点、一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾が本プロジェクトで実施している教育プログラム「心のスポンジプログラム」は、受刑者や出所者等に自分の力で歩み出せる力や自分で生きていく力を身に付けることを目的とするものであり、このような自己肯定感を高めるとともに、出所後の将来設計が築けるような教育プログラムを検討する。

○自律的な生活を送るための生活習慣づけに関しては、職員によるサポートを受けながらスケジュール管理表を作成し、それに則って生活する運用を検討する。

○金銭管理については、自己契約作業等で得た金銭の管理と使い道等について指導を行うとともに、自ら判断し、食品や生活用品を購入するという選択を取らせることも検討する。

このように、余暇時間の自己契約作業を積極的に認め、金銭管理教育を行うことで、健全な金銭感覚を養い社会復帰後の自律した生活が可能になると考える。

## カ. 被害者への慰謝の気持ちの醸成

社会復帰を図るには、地域社会の理解が必要であり、そのためには、受刑者が罪と向き合い、被害者への慰謝の気持ちを持たせることが重要である。とりわけ「塀のない」刑務所のように、より社会に近い環境での処遇を実現するためには、受刑者が被害者の気持ちに寄り添い、贖罪意識を醸成するための教育が必要であり、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」や一般改善指導「被害者心情理解指導」等の指導を充実させ、被害者の意向を慎重に確認したうえで、適切なタイミングで、自己契約作業で得た報酬から被害弁償するなど、慰謝の気持ちを具体的な行動に移せるようにする。

## キ. 家族との良好な関係の維持、再構築

家族との良好な関係の維持、再構築は、受刑者の円滑な社会復帰を図る上で重要な要素となる場合がある。一般改善指導「対人関係円滑化指導」等の中で、良好な家族関係を維持、再構築するための具体的な方策を考えさせること、ノルウェーの刑務所のように、家族等が受刑者を訪問した際には、ガラス越しの面会ではなく共に時間を過ごせるような面会室を整備することが求められる。また、乳幼児等を抱えた女性、介護が必要な親のいる受刑者への配慮は当該受刑者の社会復帰上必要なことであり、職親企業と連携し、出所後の働き方や生活の道筋が描けるような働きかけが必要であろう。

## (6) 建物の構造・立地

「塀のない」刑務所の受刑者が外塀外作業や外部通勤作業を活用し、所外に赴くことも考慮し、受刑者の改善更生を支援する社会的資源が豊富な都市部かつ交通の

便が良い地域が望まれる。また、本プロジェクトとの連携によって受刑中から出所後までの継続支援を実現するため、本プロジェクトの拠点事務局あるいは支部が存在し、かつ職親企業が多数存在する地域が望まれる。また、建物の建設にあたっては、地元住民の理解が必要不可欠であるが、既に矯正施設が存在する地域であれば、地元住民の矯正保護に対する理解が進んでいる可能性が高く、建設地として適当であると考えられる。

#### <「塀のない」刑務所の施設構造の要点>

○受刑者の居室については、できるだけ一般社会に近い環境で生活することを目的として単独室とし、一人暮らしを想定して、炊事、洗濯、掃除等が自分でできる環境を整える。

○施錠については、各居室は自身で施錠・開錠できるようにし、刑務官による施錠は施設の出入口のみ行う。

○半開放的な空間、開放的な空間、地域に開く空間と段階を経るように設計する。

○受刑者の健康保持のための運動の機会を提供できるよう、施設内にトレーニングが実施できるスペースを設ける。

○自己啓発のために自学や読書を行うことのできるオープンスペースや自習室を設ける。

○住民との協働による施設運営及び住民理解を促進するため、受刑者が刑務作業や外塀外作業等を行いモノやサービスを提供し、住民がそれを楽しむようなカフェや店舗を併設する。

○地域社会に配慮し地域に馴染むデザインで建築する。

○生活空間を分けただけで、性別にかかわらず入所できるような施設構造を検討する。

#### (7) 保安警備

○ダイナミックセキュリティを通じた刑務官と受刑者の信頼醸成による保安警備を実現することを原則とする。

○地域住民の安全を考慮し、法務省、警察等の関係機関との連携を密にする。

○限られた人的リソースの中で効率的な運営を実施するため、民間のテクノロジーを活用し、施設にも受刑者にも圧迫感を与えないセキュリティ管理を導入する。

(CCTV カメラ、ドローン、生体認証システム等)。

○受刑者に対し、GPSを装着させるか否かについても検討をする。

○一定の制限の下、情報発信機器の使用を認めることも検討する。

○受刑者が規則を守らなかった場合は、できるだけ早期に元の刑務所に戻すよう施設長が判断できるようにする。

## (8) 社会内処遇との連携

○自立準備ホームを開放的施設に併設もしくは近隣に設置し、あるいは近隣に所在する既存の更生保護施設等と連携し、「塀のない」刑務所の受刑者のうち、本人が希望し、必要な者については、当該自立準備ホーム等を帰住先として釈放後の一定期間は自立準備ホーム等から職親企業等に通勤できるようにするなどして、環境変化を急激なものとならないようにし、円滑に社会内処遇に移行することを目指す。

○また、「塀のない」刑務所に設けた多目的ホール等を活用して、「塀のない」刑務所からの出所者と受刑者とが合同でミーティングを実施したり、グループワークを行ったりする等の受刑者に対する教育的な活動を実施することにより、受刑者は自立準備ホーム等の入居者をロールモデルとして社会復帰後の地域社会における具体的な生活をイメージさせ、出所者は、受刑者のロールモデルになることなどを通じて自己効力感の醸成を図る等の取り組みを行うことも検討したい。

○このように、受刑中から出所後までの環境を大きく変えることなく、また施設内処遇と社会内処遇で切れ目なく、国と民間が協働して支援を行うことで、施設内処遇、社会内処遇そして社会復帰へのソフトランディングを実現することが重要である。

## 5. 地域理解・地域共生のために

「塀のない」刑務所は地域に応援され、地域に貢献して受刑者が立ち直りを「自助」することができるようにすることを目的としているが、逃走の可能性による不安、治安の悪化というリスクを与えかねない。しかし、円滑な社会復帰のためには社会内処遇の積極的な導入が求められており、北欧での実践からもその効果は明らかである。地域の不安払しょくのため、施設所在の地域に可能な範囲で様々な活動に参加していただき、かつ刑務所側も地域貢献に取り組むことが重要である。

○「塀のない」刑務所の整備にあたっては、地域の理解が必要不可欠であるが、建設に対し反対意見が出ることも予想される。職親企業等の協力を得て、法務省が責任をもって地域理解を得られるように、丁寧かつしっかりとした説明を行う必要がある。

この点、地域社会からの理解を得るために大事なことは、成功事例を見てもらうことである。本プロジェクトは当初から、取り組みを社会にオープンにしている。「塀のない」刑務所に関しても、まずは受刑者を社会に知ってもらうことが理解を深めることにつながる。このように、地域社会の人に「塀のない」刑務所の意義を理解してもらう切り口として、約12年間にわたり、取り組みを継続してきた本プロジェクトの延長上にあることを伝える。

○刑務所が地域に貢献する姿を地域に見せ、時間がかかっても地域住民に受け入れられるように取り組む必要がある。例えば、受刑者と地元住民や地元企業が関わる機会を積極的に作ること（納涼祭、文化祭、餅つき、清掃等）が挙げられる。

○また、刑務所にオープンスペース、カフェ、店舗等を併設し、受刑者が地元に対してモノやサービスを提供する機会および地元住民と交流する機会を提供することで地元地域への貢献及び理解の促進のきっかけになると考える。

## おわりに

「塀のない」刑務所の整備にあたっては、日本財団、法務省、職親企業、矯正・保護関係者、自治体、地域自治会・住民等との連携が必要不可欠である。関係各所との連携構築については、日本財団及び法務省がイニシアティブを取ることが重要である。また「塀のない」刑務所は地域社会に理解され、受け入れられる必要があり、ここで提案する刑務所は都市型の「塀のない」刑務所を想定している。本プロジェクトは「一人をみんなで支える」の理念の中、多種多様な企業の理解と参画を得て、常に社会にオープンに受刑者の更生を支えてきた。「塀のない」刑務所は、その延長線上にあり、刑務所から社会復帰へのシームレスな支援を実現することにある。日本財団としては本プロジェクトの実績や社会的な意義を伝え、法務省には「塀のない」刑務所の必要性や受刑者の社会復帰支援の重要性を訴えてもらい、両者が連携して実現に向けて行動していきたい。

「塀のない」刑務所が完成したあかつきには、より社会に近い環境の中で、個々の受刑者の課題に応じた柔軟な処遇が可能になり、他の受刑者に希望を示し、更生意欲を高めることにも資すると考えている。結果として、受刑者の円滑な社会復帰を実現することで再犯者率が下がり、みんなが支え合える社会、みんなが互いに認め合い偏見のない社会をつくることにもつながっていく。それは多様性と包摂性のある社会であるといえよう。拘禁刑の施行を目前に控えた今だからこそ、改善更生・社会復帰に重点を置いた、今までにないような全く新しい矯正施設のモデルとして「塀のない」刑務所の整備を提案したい。